

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる
大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和7年8月6日
高 知 県

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和8年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる 事務所の所在地	根拠規定
高知語学&ビジネス専門学校	高知県高知市鷹匠町1丁目 1-47	松井 武次	高知県高知市鷹匠町1丁目 1-47	法第15条第1項第1号